

【諮問第54号】

10川公審第9号
平成10年9月1日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成8年7月3日付け8川下中管第167号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求の非公開処分に係る不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書については、申請者の電話番号及び印影、工事精算額を非公開とした決定は妥当であるが、その他を公開すべきである。

印鑑登録証明書、市県民税納税証明書、申請者用並びに完成届用水洗便所設備資金算定表を非公開とした決定は妥当である。

排水設備新設・増設・改築（くみ取り・浄化槽）計画確認申請書のうち、申請者の電話番号及び印影、施工業者の代表者印影、排水設備工事責任技術者の印影を非公開とし、その他を公開すべきである。

設計図及び精算図のうち、公共下水道に接続された汚水ますまでを公開すべきであり、その他を非公開とすることが妥当である。

工事見積内訳書及び工事精算内訳書は非公開を妥当とする。

工事場所案内図は公開すべきである。

排水設備工事完成届兼使用開始届のうち、届出人の電話番号及び印影、施工業者の代表者印影、排水設備工事責任技術者の印影を非公開とし、その他は公開すべきである。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 不服申立人は、平成8年6月4日、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、「宅地内、公共下水道接続施設より下水道本管に接続した際の全ての書類（工事申請書、図面）」の閲覧等の請求（以下「本件請求」という。）をしたが、実施機関は同年6月12日、本件公文書を公開すると当該個人の住所、氏名、印鑑登録証明書、年収、居住状況等の個人生活事項が明らかとなるとして条例第7条1項1号に該当することを理由に非公開処分をした。

(2) 不服申立人は、前項の処分を不服として、同年6月27日付けで条例第14条1項に基づき、前項の処分の取消しを求めて不服申立てを行った。

(3) 当審査会は、平成8年7月3日付けで諮問を受け、同年8月30日付けで実施機関から非公開理由説明書の提出を受け、同年10月16日付けで不服申立人より意見書の提出を受け、平成10年4月11日に不服申立人及び補佐人から口頭による意見を聴き、同年5月9日実施機関から事情聴取を行った。（当審査会諮問第54号事件）

なお、不服申立人は他に4件（当審査会諮問第53号、55号ないし57号事件）の申立てを行った。これらはすべて近隣の下水道工事に関する一連の申立てであったため、口頭意見陳述及び事情聴取を併合して同一日に取り行ったものである。

3 不服申立人の主張要旨

平成8年6月27日付け不服申立書及び平成8年10月16日付け不服申立人の意見書並びに平成10年4月11日の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張は概要以下のとおりである。

(1) 申請書等に記載された当該個人の住所、氏名、電話番号は図書館等で容易に確認でき拒否する必要はないのではないか。

(2) 公共工事であるので公開すべきである。なぜなら、平成2年9月20日の下作延地区ほか下水枝線第2号工事説明会の時、「この工事は、公共工事である」と再三、市

職員が説明していた。

- (3) 公開することが公益上必要と認められるものは公開すべきである。公益とは国家社会の利益であり、この場合の社会の利益とは市民の利益であるからその利益を守るためには公開すべきである。

4 実施機関の主張要旨

- (1) 本件請求に係る対象文書（以下「本件対象文書」という。）は次のとおりである。

- ア 水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書
- イ 排水設備新設・増設・改築（くみ取り・浄化槽）計画確認申請書
- ウ 工事見積内訳書
- エ 設計図（平面図・立図）
- オ 工事場所案内図
- カ 排水設備工事完成届兼使用開始届
- キ 精算図（平面図・立図）
- ク 工事精算内訳書

- (2) 本件対象文書の性格は次のとおりである。

本件対象文書は、下水道法第10条1項及び第11条の3、川崎市下水道条例第4条及び第5条、同条例施行規則第6条に基づき、個人が排水設備を設置し、下水を公共下水道に排水するにあたって川崎市長に提出する排水設備計画確認申請書関係文書並びに川崎市水洗便所設備費助成に関する条例及び同条例施行規則第2条及び川崎市水洗便所等設備資金融資要綱の規定に基づき、個人がし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するにあたって、その設備費助成金の交付及び設備費資金融資を受けるため川崎市長あてに申請する文書である。

- (3) 非公開とした理由は次のとおりである。

本件対象文書は、次のように個人の住所、氏名、財産及び居住状況等の個人生活事項に関する事項が詳細に記載されており、本件対象文書の全体が個人生活事項に関する情報に該当する。また、特定の個人に係る本件対象文書が、条例第7条1項1号の個人生活事項について特定の個人が識別される情報に該当するため、非公開とするものである。

ア 本件対象文書の記載欄の項目について

- (ア) 水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書

申請者住所、氏名、印影、電話番号、連帯保証人住所、氏名、電話番号、印影、申請者との関係、使用者住所、氏名、建物所有者住所、氏名、印影、助成金申請額、金融機関名、調査事項、設備別（大便器数）、決定助成金、決定貸付金融資額、工事精算額

- (イ) 排水設備・増設・改築（くみ取り・浄化槽）計画確認申請書

申請者住所、氏名、印影、電話番号、使用者住所、氏名、建物所有者の承諾に係る当該建物所有者住所、氏名、印影、施工業者の所在地、名称、代表者氏名、電話番号、印影、排水設備工事責任技術者資格番号、氏名、印影、業者コード、処理区、下水道方式（合流式、分流式の区分）、雨水排水設備の有無、工種（新設・増設、くみ取り改造、浄化槽改造、対象外くみ取り改造、

対象外浄化槽改造の区分)、 水栓数、 確認設備数、 水栓番号、 告示年月日、 備考

(ウ) 工事見積内訳書

便器工事、排水管工事、各種ます工事のそれぞれの区分ごとの工事種別、形状寸法、数量、単位、単価、金額、運搬費の額、諸経費の額、申請手数料の額、消費税相当額、床張工事費の額、給水工事費の額、助成金の額

(エ) 設計図(平面図・立図)

排水及び建物面積(排水面積、建物面積、敷地面積)、排水設備の配管、排水ますの位置、風呂場、便所の位置等の居住状況、使用人員及び1日最大排出量(世帯人数、し尿浄化槽基数、工事事業場等の場合の m^3 /日従業員人数)

(オ) 工事場所案内図

(カ) 排水設備工事完成届兼使用開始届

確認欄、受付年月日、届出人住所、電話番号、氏名、印影、使用者住所、氏名、施工業者の所在地、名称、代表者氏名、電話番号、印影、排水設備工事責任技術者資格番号、氏名、印影、処理区、下水道方式(合流式、分流式の区分)、雨水排水設備の有無、工種(新設・増設、くみ取り改造、浄化槽改造、対象外くみ取り改造、対象外浄化槽改造の区分)、水栓番号、工事期間(着工・完成)、不合格、合格の年月日、検査番号、検査員氏名、印影

(キ) 精算図(平面図・立図)

排水及び建物面積(排水面積、建物面積、敷地面積)、排水設備の配管、排水ますの位置、風呂場、便所の位置等の居住状況、使用人員及び1日最大排出量(世帯人数、し尿浄化槽基数、工事事業場等の場合の m^3 /日従業員人数)

(ク) 工事精算内訳書

便器工事、排水管工事、各種ます工事のそれぞれの区分ごとの工事種別、形状寸法、数量、単位、単価、金額、運搬費の額、諸経費の額、申請手数料の額、消費税相当額、床張工事費の額、給水工事費の額、助成金の額

5 審査会の判断

(1) 個人生活事項性について

水洗便所等設備資金(助成交付・融資)申請書及び関連書類については、登記簿謄本等から、あえて非公開とするまでもなく既に公然性を持つものに関しては公開とし、その他は、基本的に個人生活事項に属すると考える。

したがって、対象となる文書のうち、印鑑登録証明書、市県民税納税説明書、申請書用並びに完成届用水洗便所設備資金算定表は個人生活事項に該当し、これらを公開する理由はない。

また、水洗便所等設備資金(助成交付・融資)申請書の中の申請者の印影、工事精算額も同様の理由で非公開が相当である。

工事見積内訳書及び工事精算内訳書も同様の理由で非公開が相当である。

ただし、汚水ます自体は個人所有の排水施設であるが、汚水ますから下水道本管までの下水管については、公共下水道接続施設であって、個人生活事項には該当しない。

したがって、設計図及び精算図のうち、汚水ますと下水道本管をつなぐ下水管に関する部分は、下水道法第2章、下水道条例第3章にいう公共下水道であって個人生活事項ではなく、条例第7条1項1号に該当せず、公開することが妥当である。

(2) 公益上の必要性について

下水道工事には助成金が出され、融資もされうる点、及び仮に不備な工事の場合には近隣に影響を及ぼすという点において、一定の公共的性格を持つため、その限度で公開することが公益上必要と認められ、条例第7条1項1号ウにより公開すべき部分も本件文書の中には存在すると考えられる。

本件において、ある特定の申請者の申請の有無、また、当該申請者がどの業者に工事をさせたか、排水設備工事責任技術者は誰であるか、及び処理区、下水道方式、雨水排水設備の有無、工種、水栓番号については、公的な資金の用途並びに下水道工事の結果接続された下水管等の近隣に対する影響という公共的性格に照らして、条例第7条1項1号ウにより公開すべき公益上の必要性があると判断した。

設計図及び精算図のうち、汚水ますと下水道本管とを接続する下水道が公共下水道であることにつき前述したが、これは私有地内の施設でありながら公益的性格を持つという下水道の性格を表現している。

下水道施設の汚水ますの位置は公共下水道の終点として自ずから明瞭であり、さらに、汚水ますの種類(1号型、2号型、3号型)に関しても、ますの蓋を見ることによって明白である。

汚水ますそれ自体とこれに接続する私有地内の公共下水道との公益性の異同を検討するに、汚水ます自体も、万一不備な場合に近隣に影響を及ぼす点において相違ない。

したがって、設計図及び精算図における汚水ますの表示そのものも、公開する公益上の必要があると考えられる。

これに比し、汚水ますより内側の下水管から便器の配置等は、個人生活事項としてプライバシー保護の要請が強く働く場面であると考えられる。

したがって、設計図及び精算図のうち、公共下水道に接続する汚水ますの位置並びに種類は、公開すべきであるが、これに比し、個人生活事項としての性格が強い敷地内下水管の配置等は、非公開が妥当である。

排水設備新設・増設・改築(くみ取り・浄化槽)計画確認申請書及び使用開始届のうち、処理区、合流式・分流式の区別、雨水排水設備の有無、工種、水栓数、水栓番号、告示年月日については、プライバシーとしての性格に比して、公開の公益上の必要性が勝ると考えられるので、公開すべきである。川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第3条によれば、助成金の最少金額は一律に決まっており、どの家庭にもトイレがあることが当たり前でもあるため、特にプライバシーとして保護するより、助成金が公正に適用されているかにつき市民の目が行き届くことの公益上の公開の必要性の方が高いと言わねばならない。

したがって、助成金額については公開すべきである。

助成金額に比し、融資の有無並びに金額については、個人生活事項として保護すべき性格が高い情報であって、非公開が妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。